

改正

平成25年2月18日告示第9号

豊前市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、平成17年2月21日雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の対象となっている者（以下「小児慢性特定疾患児」という。）に対し、特定寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表第1の「種目」に掲げる用具とし、その対象となる者は、市内に居住し、かつ、別表第1の「対象者」に該当する小児慢性特定疾患児とする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による施策（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とならない者とする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する給付対象者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で給付対象者を現に保護する者をいう。以下同じ。）は、日常生活用具給付申請書（第1号様式）に小児慢性特定疾患医療受診券の写しを添えて市長に申請するものとする。

(給付の決定及び通知)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、調査書（第2号様式）を作成の上、内容を審査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（第3号様式）及び日常生活用具給付券（第4号様式。以下「給付券」という。）を、その申請を却下することを決定したときは、日常生活用具給付却下通知書（第3号様式）を給付対象者又はその保護者に交付するものとする。

(用具の給付)

第5条 用具の給付を行うときは、給付券に記入された納入業者から用具の給付を受けるものとする。

(費用負担)

第6条 給付対象者又はその保護者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて、用具の給付に要する費用のうち別表第2に定める額を負担するものとし、原則として用具の引渡しの前に直接納入業者に支払うこととする。

2 市長は、用具を納入した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が、指定業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

3 前項による費用の請求は、日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

(用具の譲渡禁止等)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

2 前項に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、日常生活用具給付台帳を整備しておくものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年2月18日告示第9号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取

	者	替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易に使用し得るもの。
クールベスト	体温調整が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすこ	紫外線をカットできるもの。

	とがある者	
--	-------	--

別表第2（第6条関係）

徴収基準額表

（単位：円）

階層 区分	世帯の階層区分		徴収基準月 額	加算基準月 額
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0	0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110
C	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C 1 均等割の額のみ （所得割のない世帯）	2,250	230
		C 2 均等割の額のある世帯	2,900	290
D	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	D 1 所得税の年額4,800以下	3,450	350
		D 2 4,801～9,600	3,800	380
		D 3 9,601～16,800	4,250	430
		D 4 16,801～24,000	4,700	470
		D 5 24,001～32,400	5,500	550
		D 6 32,401～42,000	6,250	630
		D 7 42,001～92,400	8,100	810
		D 8 92,401～120,000	9,350	940
		D 9 120,001～156,000	11,550	1,160
		D 10 156,001～198,000	13,750	1,380
		D 11 198,001～287,500	17,850	1,790
		D 12 287,501～397,000	22,000	2,200
		D 13 397,001～929,400	26,150	2,620
		D 14 929,401～1,500,000	40,350	4,040

	D15	1,500,001～1,650,000	42,500	4,250
	D16	1,650,001～2,260,000	51,450	5,150
	D17	2,260,001～3,000,000	61,250	6,130
	D18	3,000,001～3,960,000	71,900	7,190
	D19	3,960,001以上	全額	左の徴収基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

1 徴収月額の決定の特例

- (1) 階層区分がA以外の階層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額又は支払命令額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額又は支払命令額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養している者のうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼

ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため一時他の土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就学の者は、原則として扶養義務者として取り扱わないものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情があるとして、特に扶養の義務を負わせるものとする。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）のほかは、認定に際して扶養義務者として取り扱わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第41条の2、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び同法附則第5条第3項の規定は適用しない。）及び生活保護法による保護をいう。この場合、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収金基準額の特例

災害等の特別の理由により基準額により難しいときは、市長が別に定める。

様式（省略）